

支払限度額(保険金額)と自己負担額

対人・対物賠償責任補償額 [1事故あたり補償てん補限度額]	自己負担額 (1事故免責金額)	年間保険料
1億円	0円	・1台～5台まで 一律 10,000円 ・6台目以降 1台につき2,000円加算

※1回の事故について身体障害・財物損壊それぞれの損害額を合算して1億円を限度に保険金をお支払いします。

保険期間

保険期間は1年間です。保険責任は保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後4時に終わります。

保険のお申し込みにあたって

レンタサイクル事業者様専用の「自転車損害賠償保険Webサイト」よりご質問や、保険のお申し込みを受け付けております。

下記のURLまたは二次元バーコードから専用サイトへアクセスしてください。

<https://bsc.hprtsa.jp/rental.php>



事故が発生した場合

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。引受保険会社とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)する場合は、必ず事前にご連絡ください。この保険には示談交渉サービスはついておりません。

・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

・このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【受付時間】平日:午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)

<取扱代理店>

一般社団法人自転車安全対策協議会
事業部
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号
TEL: 06-6356-7788
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社
神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
TEL: 078-333-2595

レンタサイクル事業者様向け 自転車損害賠償保険(施設所有管理者賠償責任保険)のご案内

レンタサイクル事業者の皆さま! 「自転車事故の損害賠償保険」のご準備は大丈夫ですか?

自転車条例にも対応したレンタサイクル事業者様向けの
画期的な「自転車損害賠償保険」(施設所有管理者賠償責任保険)をご案内いたします。

自転車安全利用条例に
適応した補償プランです!



「レンタサイクル事業者の法律上の賠償責任」 +「借り主(レンタサイクルを利用されている人)の 自転車事故による賠償責任」の両方を補償します。

レンタサイクル事業者の
法律上の賠償責任補償

レンタサイクル事業者が所有または使用する自転車の管理上の不備により、レンタサイクルを借りた人にケガを負わせてしまった場合や、第三者(他人)にケガをさせてしまった場合、または第三者の財物を壊してしまった場合に発生するレンタサイクル事業者に対する法律上の賠償責任を補償します。

レンタサイクルを借りて
運転している人の法律上
の賠償責任補償

レンタサイクルを借りて自転車を運転している人が、運転操作を誤ってしまい第三者(他人)にケガさせてしまった場合や、他人の財物を壊してしまった場合に、レンタサイクルを借りて運転している人に発生する法律上の賠償責任も補償の対象となります。

■対人・対物賠償責任補償額

1事故あたりの補償てん補限度額 1億円

■自己負担額(免責金額)・・・ 0円

【年間保険料】 1台～5台まで 一律 10,000円

6台目以降 1台につき2,000円加算

※事故対応特別費用補償・被害者対応費用補償・人格権侵害補償の各追加条項を付帯しています。

基本契約の概要(保険をお支払いする場合)

レンタサイクル事業者の法律上の賠償責任の補償に加え、レンタサイクルを借りて自転車を運転している人が運転操作誤り等で他人に衝突した場合などの第三者に対する法律上の賠償責任も補償します。レンタサイクルのみを対象とします。

レンタサイクル事業者の法律上の賠償責任

レンタサイクルの整備不良が原因で利用者が自転車を運転中に歩行者と衝突してケガをさせた。



レンタサイクルを借りて運転している人の法律上の賠償責任

レンタサイクルの利用者の操作ミスで自転車を運転中に歩行者と衝突してケガをさせた。

お支払い保険金の種類

この保険では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する以下の費用に対して保険金をお支払いします。

保険金の種類	概要	支払い限度額
損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 〈身体賠償事故の場合〉 治療費、医療費、慰謝料など 〈財物賠償事故の場合〉 修理費、再調達に要する費用など ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	1事故あたり 1億円 ※1回の事故について身体障害・財物損壊それぞれの損害額を合算して1億円限度
被害者対応費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞い品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。	被害者1名(法人の場合は1法人) ・対人見舞費用 死亡の場合 10万円 死亡以外の場合 2万円 ・対物臨時費用 2万円 保険期間中 1,000万円限度とします。
事故対応特別費用	基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを貴社(被保険者)が知った場合において、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費用など)を補償します。	保険期間中 1,000万円限度とします。
人格権侵害補償	保険期間中に、貴社(被保険者)の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害(不当な身体の拘束による第三者の自由の侵害や名誉棄損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	被害者1名につき100万円 1事故・保険期間中 1,000万円限度とします。

※支出にあたり、事前に引受保険会社の同意が必要な費用もあります。

保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、以下の通りとなります。

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 記名被保険者および記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任など

よくあるご質問

	質問内容	回答
1	レンタサイクルを運転中に、借りた方の不注意で誤って他人をケガさせたり他人の財物を壊した場合の賠償事故は補償されますか？	この保険では借り主の自転車事故による賠償責任も補償されます。
2	レンタサイクルを借りた方のケガの補償はありますか？	この保険ではレンタサイクル事業者の管理上の不備によりレンタサイクルを借りた方がケガをした場合は、レンタサイクル事業者の保険で補償されますが、借り主の方の不注意等によるケガは補償されません。
3	賠償事故の相手方と示談交渉をしてもらえますか？	この保険には示談交渉サービスはついておりません。示談交渉を進めるためのご相談(ご支援)をさせていただきますので、必ず保険会社にご相談いただきながら示談交渉をお進めください。
4	人格権侵害補償はどのような場合に補償されますか？	例えば許可なく広告にイラストを使用して、著作権を侵害していると損害賠償請求をされた場合やハラスメントや差別的な扱いをしたことにより精神的苦痛を受けたとしてお客様から損害賠償を請求された場合が対象となります。
5	通常の自転車の他、電動アシスト自転車、電動キックボードをレンタルしています。いずれも補償されますか？	この保険では「電動キックボード」は補償されません。「電動キックボード」については「自動車保険」での補償対象となります。なお、「通常の自転車」と「電動アシスト自転車」は補償対象となります。